

大分県立看護科学大学既修得単位認定規程

平成18年 4月 1日
規程第 68 号

(趣旨)

第1条 大分県立看護科学大学学則第22条及び大分県立看護科学大学履修規程第11条に定める単位の認定に関しては、この規程の定めるところによる。

(認定)

第2条 単位の認定は、教育研究審議会において審議し、学長が行う。

(範囲)

第3条 前条により認定した単位は、卒業に必要な単位に含めるものとする。

(申請)

第4条 単位の認定を受けようとする者は、本学所定の申請書に既修得単位に係る成績証明書を添えて、入学年次の4月末日までに学長に申請しなければならない。

(評語)

第5条 第2条の規定により単位を認定した科目にはRの評語を用いる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。